

～男女共同参画社会に向けて～

# イーストピア



男女共同参画  
シンボルマーク

## 男女共同参画社会とは

男女が、互いの人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、性別や世代にかかわらず、あらゆる分野で共に参画し、その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。

- 1 平成26年度東郷町男女共同参画審議会 事業報告
- 2 インタビュー
- 3 女性の活躍推進法
- 4 ワーク・ライフ・バランス
- 5 男女共同参画情報コーナー
- 6 インフォメーション

## 男女共同参画情報コーナー

男女共同参画関連の図書を読みたい方は、役場正面玄関及び図書館に設置しています「男女共同参画情報コーナー」をご利用ください。このコーナーでは、図書の貸し出しを始め、男女共同参画に関する情報を提供しています。役場や図書館にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



## ワーク・ライフ・バランス

働く全ての方々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)憲章  
(平成17年12月18日策定)  
について知っていますか?



ワーク・ライフ・バランスへの取組は、働く方々にとっても事業主にとっても、それぞれメリットがあります。働く方々と事業主が共に協力して自主的に取り組むことが望ましく、国や地方公共団体などが支援し、社会全体で取組を進めて行くべきものです。

1人で悩まず  
相談してね!

## インフォメーション(相談窓口)

### 東郷町 代表 ☎0561-38-3111

**人権相談** 毎月第1水曜日13:00～15:00  
いじめ、差別など人権全般に関する相談……………問合せ:くらし協働課(内線2185)

**女性悩みごと相談** 毎月第2・第4木曜日10:00～15:30  
配偶者からの暴力など、女性福祉に関する相談(電話相談可)……………問合せ:こども課(内線2122)

**からだ・こころの健康相談** 毎週月曜9:00～12:00  
からだやこころに関する相談……………問合せ:健康課(内線2833)

### ウィルあいち(愛知県女性総合センター)

**女性相談員による相談** 月～金曜/午前9時～午後9時、土・日曜日/午前9時～午後4時(祝日、年末年始は休み)  
女性相談員がお聴きし、一緒に考えます。……………問合せ:専用ダイヤル ☎052-962-2527  
※平成27年度はウィルあいち休館日のうち停電、メンテナンスの関係から、11/16(月)、3/14(月)は休みになります。

面接相談(予約制)電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行います。  
火～日曜/午前9時～午後5時(水曜日は午後8時30分まで)(月曜日、祝日、年末年始は休み)

**弁護士による専門相談** 月曜日/午後2時～午後3時30分、第1・3・5月曜日は女性弁護士が対応します。(祝日、年末年始は休み)  
DV被害者に弁護士が電話でアドバイスします。……………問合せ:専用ダイヤル ☎052-962-2528

面接による法律相談(予約制)身の回りの法律問題について、女性弁護士がアドバイスします。ひとり30分間。  
女性相談員による電話相談での相談の後、必要に応じて予約をします。  
月曜日/午前10時～正午(祝日、年末年始、ウィルあいち休館日は休み)

### 名古屋法務局

**人権に関わる相談窓口**  
名古屋法務局人権擁護部……………☎052-952-8111 外国人のための人権相談…☎052-952-8111  
女性の人権ホットライン(専用電話)☎0570-070-810 毎月第2火曜日 13:00～16:00 英語、ポルトガル語  
子どもの人権110番(専用電話)……………☎0120-007-110 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110

## ❁ 平成26年度東郷町男女共同参画審議会 事業報告



### 東郷町男女共同参画推進事業「映画会」 (平成26年10月4日(土) 町民会館)

みんなで男女共同参画について考えよう!と題して「映画会」を開催しました。上映後、参加者からは、「男女共同参画について考える良い機会になりました。」や、「私らしさを大切に誰もが住みやすい社会を築いていきたい」と思っています。」など多くの感想をいただきました。



### 第32回東郷町文化産業まつり(平成26年11月9日(日) いこまい館)

文化産業まつりでは、男女共同参画啓発パネル『男もつらいときがある』の展示や、男女共同参画審議会委員による男女共同参画についてのアンケートを行いました。



みんなで  
男女共同参画について考えよう!

## ❁ インタビュー



天野 宣昭  
東郷町男女共同参画審議会委員、  
社会教育委員

最近、男女共同参画が叫ばれ、ある程度は認識され成果も表れてきております。しかし内容的には低水準にあり、欧米先進諸国と比べ極めて遅れております。東郷町男女共同参画推進条例があるものの、一層の推進が必要です。男女平等にして共に生き生きとした社会を目指し、取り組んでいきたいと思っています。



榎地 きぬ子  
東郷町男女共同参画審議会委員、  
東郷町商工会女性部長

男女が互いの性別や世代にかかわらず、人権が尊重されなければなりません。男女共同参画社会を実現するために、わが町東郷町の取組を知り、家庭、地域、職場においてその基本理念を目標に、皆様と共に先づ、意識づくりから、そしてすべての人権が尊重され、男女が共に活躍でき、生き生きと輝く町を目指していきましょう。



杉本 繁利  
東郷町男女共同参画審議会委員

人種、性別、年齢に関わらず共に力を合わせて豊かに生きられる社会になると良いと考えています。男女で言えば、現状は男性より女性の方がいろいろな壁があり能力を発揮しづらいと思います。これを変えていくには、単に制度や仕組みを変えるだけでなく、社会のベースとなっている考え方や習慣(例えば、「男は外で仕事、女は家で家事」)を少しずつ変えて行く必要があります。皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

## ❁ 女性の活躍推進法について



女性の活躍  
応援します!



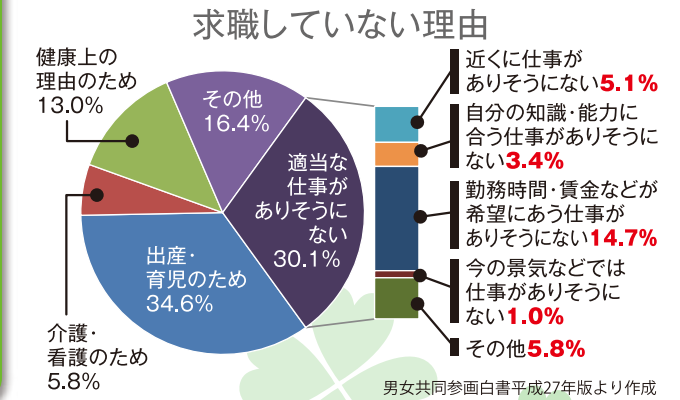
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が  
平成27年8月28日に成立しました!

平成27年9月4日から施行  
(事業主行動計画の策定は、平成28年4月1日施行。)

### どうして法律が必要なの?

日本の女性(15~64歳)の就業率は、年々増加しています。その一方で、長時間労働などの労働条件等により、仕事と生活の両立ができず、就業継続やキャリアアップをあきらめる女性も多く、育児、介護等を理由に働いていないものの就業を希望している女性は、約300万人とされています。また、管理職等の指導的地位にある女性の割合は、諸外国と比べて低い水準にとどまるなど、働く場面における女性の活躍は不十分といわざるを得ないのが現状です。

### 女性就業希望者(303万人)の内訳



### どんな社会を目指すの?

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているが育児・介護等を理由に働いていない約300万人に上る女性の希望の実現や、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進されます。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を目指しています。

### どんな法律なの? ~法律の主な内容~

#### 1 基本方針等の策定

- ❁ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定しなければなりません。
- ❁ 県や市町村は、国が策定した基本方針を考慮し、推進計画の策定に努めなければなりません。

#### 2 事業主行動計画の策定

- ❁ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定しなければなりません。
- ❁ 国や県、市町村、民間事業主は以下の事項を実施します。
  - ・女性活躍に関する状況把握、改善事情を分析します。
  - ・目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」を策定し、公表しなければなりません。
  - ・女性の活躍に関する情報を公表しなければなりません。
- ❁ 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行います。

労働者が300人以下の民間事業主については努力義務です!!

#### 3 女性の就業生活における活躍を推進するための支援措置

- ❁ 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行います。
- ❁ 市町村では、女性の活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができます。